

議事要旨(2)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長、小堀研究員及び小林（正）研究員より、「コメントの募集」、「企業結合に関する会計基準（案）」、「事業分離等に関する会計基準（案）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に基づき、専門委員会で検討している公開草案の文案につき説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ コメントの募集について、対象とする基準案が多いので、例えば、研究開発費等に係る会計基準の一部改正案については切り離すことはできないか、また、段階取得において、損益が個別財務諸表にも計上されることになるが、米国や欧州では連結と単体は異なる扱いのため、その点についても触れてはどうかという意見があった。事務局からは、前者については当該基準は若干の修正しか行っておらず切り離すことは予定してないことと、後者については前回から議論されているが、従来からの日本における個別と連結の関係の枠組みを前提としているということで理解いただきたい旨の回答があった。
- ・ 企業結合会計基準案において、「企業」を定義されたが、個人が営業している場合が含まれないことなどから、「本会計基準では」のような記載をしたほうが良いという意見があった。事務局からは、現状の記載のまま問題ないと考えられるが、検討する旨の回答があった。
- ・ 適用指針案第 29 項にて、パーチェス法について記載しているが、企業結合会計基準案第 23 項の記載と整合性していないのではないかという意見があった。一方、従来からの考え方を变えるものではないと理解しており、慎重に表現の修正は検討していただきたいという意見があった。事務局からは、表現について慎重に検討する旨の回答があった。
- ・ 適用指針案第 69 項について、取得企業が交付する条件付取得対価も暫定的な会計処理に含まれるのではないか、また、同項ただし書きについて、企業結合日から決算日までの期間が短い場合、資産負債のすべてを暫定的な会計処理の対象にできるとあるが、不要な説明ではないかという意見があった。事務局からは、前者については、条件付取得対価は別途定めていることと、後者については、従来からの定めであるが、検討する旨の回答があった。
- ・ 適用指針案第 70 項について、暫定的な会計処理の確定又は見直しにおいて遡及的に処

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

理するという考えはとらないのかどうかという意見があった。事務局からは、現行の制度において遡及という考え方はとられていない旨の回答があった。

- ・ 適用指針案第 74 項について、繰延税金資産の回収見込額の修正については、1 年を超えて修正の対象となることはどうか、また、事後的に繰延税金資産の回収見込額を修正することはいかがかという意見があった。事務局からは、従来からの定めであるが、検討する旨の回答があった。

以 上